

共同機構 久世PTA連合規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は大藪小学校、久世西小学校及び久世中学校のPTAで組織された「共同機構 久世PTA連合」と称し、事務局を大藪小学校、久世西小学校、久世中学校に輪番制で置く。

第2条（目的）

本会は会員相互の協力によって、児童・生徒の豊かな心身と学びの育成をめざし、学校と家庭及び地域社会の教育環境を向上させることを目的とする。

第3条（方針）

本会は、前条の目的を達成するため、次の方針により運営する。

- 1 学校教育の理解に努め、学校教育に対して必要な協力をを行う。
- 2 学校と家庭との連携を密にして、健全な家庭教育の改善に努める。
- 3 児童・生徒の健全育成を目的に活動する諸団体及び機関と協力し、地域の教育環境改善に努める。
- 4 会員の教育力を高めることをめざし、相互に協力し合う。
- 5 社会教育団体として活動するが、政治や宗教の活動には関与しない。

第2章 組 織

第4条（会員）

- 1 会員は、大藪小学校、久世西小学校及び久世中学校に在籍する児童・生徒の保護者と教職員とする。
- 2 会員は、すべての所定の会費を納めなければならない。
- 3 会員は、すべての役員・委員となること、動議を提出すること、及び賛否を表現することができる。

第5条（部会及び役員）

- 1 本会には、大藪小学校PTA、久世西小学校PTA及び久世中学校PTAの3部会を置く。
- 2 各部会には以下の本部役員を置き、各部会運営を行い、第2条及び第3条に基づいて、3部会共通事業及び独自事業を行う。

会長	1名
副会長	2名
はぐくみ委員（小学校）または親まなび委員（中学校）	1名
庶務	1名
会計	1名

※ はぐくみ委員及び親まなび委員は、副会長が兼務することができる。

- 3 各部会の本部役員については、部会ごとに決定する。
 - 4 本部役員の任期は1期1年とし、再選は妨げない。
 - 5 本部役員は、任期終了後も新役員就任まではその任期を執行する。
 - 6 本部役員に欠員が生じた場合、各部会の企画委員会の議決を経て補充できる。
- 7 各部会の任務
- (1) 各部会長は、所属部会の事務を総括し、所属部会の総会・企画委員会並びに各委員会を招集し、各機関の議決を執行する。
 - (2) 各部副会長は所属各部会長を補佐し、会長に事故ある時はその代行をする。
 - (3) はぐくみ委員、親まなび委員は、それぞれの委員会の活動を担当する。
 - (4) 各部庶務は、所属部会の庶務を担当する。
 - (5) 各部会計は、所属部会の会計を担当する。

第6条（理事会及び理事）

- 1 本会には久世PTA連合理事会を置き、各部会長及び副会長を理事として構成する。
- 2 久世PTA連合理事会の理事長及び副理事長は、大藪小学校PTA部会長・久世西小学校PTA部会長及び久世中学校PTA部会長が輪番に努める。
- 3 理事の任期は1期1年とし、再選は妨げない。
- 4 理事は、任期終了後も新理事就任まではその任期を執行する。
- 5 久世PTA理事会理事長及び副理事長の任務
 - (1) 理事長は久世PTA連合理事会を代表し、理事会の事務を総括する。また、理事会を招集し、議会を執行し、理事会の運営にあたる。
 - (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はそれを代行する。

第7条（各部会の会計監査）

- 1 各部会の会計を監査するため、部会ごとに会計監査を2名置く。
- 2 会計監査の選任は、役員選任と同様に行い、任期は1年とする。
- 3 会計監査は、年度中の会計を監査し、その結果を部会ごとの総会に報告する。

第8条（各部会の委員及び委員会）

- 1 委員会の種類と構成
 - (1) 企画委員会

本部役員、専門委員会の各委員長、学年委員長、学級委員長をもって構成する。但し、会長が必要と認めたときは、他の委員の出席を求めることができる。
 - (2) 専門委員会
 - ・ 専門委員会は、広報委員会、健康安全委員会、文化教養委員会、合唱委員会（小学校のみ）の各委員会を置く。
 - ・ 専門委員会は、学級委員で構成する。
 - (3) 学級委員会
 - ・ 大藪小学校・久世西小学校PTA部会は各学級から3名、久世中学校PTA部会は各学級から2名を選出し、学級委員会を構成する。

- ・ 学級委員会では、学級委員長を1名選出する。
- ・ 学級委員長の中から、学年ごとに学年委員長を1名置く。
- ・ 学級委員長は、専門委員会の委員長を兼ねない。
- ・ 学級委員は広報委員会、健康安全委員会、文化教養委員会、合唱委員会（小学校のみ）のいずれかの委員会に所属する。

（4）特別委員会

必要あるとき、会長が企画委員会に諮って設けることができる。

2 各委員会の任務

（1）企画委員会

- ・ 本部役員会・専門委員会・学級委員会が相互の連携を図り、各部会の事業を調整するとともに総会に提出する議案書・報告書を作成するなど、本会の企画運営にあたる。
- ・ 緊急の場合は、企画委員会で総会に代わることができる。この場合は、全会員に報告しなければならない。

（2）広報委員会は、活動並びに必要な情報を会員相互及び地域など外部に広報する。

（3）健康安全委員会は、児童・生徒及び会員の健康・安全に関する事業を行う。

（4）文化教養委員会は、児童・生徒及び会員の教育力を高めるために、文化教養の事業を行う。

（5）合唱委員会（小学校のみ）は、合唱活動を通して他校のPTAと文化交流を発展させる。

（6）学級委員会は、各学級や学年に関する事業を行い、学級、学年及び会員間の連帯を深め、本会の趣旨と目的達成に努める。

第3章 総会

第9条（各部会の総会）

- 1 総会は各部会の最高議決機関であって、予算、決算、事業計画・報告、その他重要事項を審議決定する。
- 2 総会は年2回以上開き、議事内容は1週間前までには全会員に通知しなければならない。
- 3 総会は、委任状を含め、会員の過半数の参加により成立する。
- 4 議長は、その都度企画委員会以外の会員から選出し、議決は出席の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。
- 5 議決権は、家庭数で1票とする。
- 6 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時、開催することができ、議事内容を1週間前までには全会員に通知しなければならない。

第4章 会計

第10条（各部会の会計）

- 1 各部会の経費は、会費その他の収入による。
- 2 会費については、一家族での徴収とし、2小学校部会では年間2400円（月額200円）、中学校部会では年間3600円（月額300円）とする。
- 3 臨時に会費を徴収する場合は、総会の承認を得る。

4 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第5章 規約・会則

第11条（各部会の細則の制定）

- 1 各部会の運営を円滑に行うため、本部役員選考細則、学級委員・専門委員等選考細則、慶弔内規を各部会ごとに別に設ける。
- 2 細則の制定改正は、規約改正条項に準じて行う。

第12条（規約の改正）

本規約は、各部会の総会の出席の3分の2以上の賛成及び3部会が賛成したときに改正できる。改正の結果は、各部会全会員に報告しなければならない。

第13条（各部会のリコール）

本部役員及び委員の中に不適任者のある時には、会員の過半数の賛成によりリコールすることができる。

第14条（附則）

本規約は、平成26年4月1日から実施する。